

## 第9-8表 公的年金等制度

Table 9-8: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て	アメリカ 1階建て	イギリス 2階建て
対象者	全居住者(日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務づけられている) 公的年金加入者数:6,736万人(2013年3月末)	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	(厚生年金の一般被用者)17.474%(2014.9~:労使折半) ※第1号被保険者(国民年金)は定額(2014.4~:月当たり1万5,250円)	被用者:4.2% 事業主:6.2% 自営業者:10.4%(2011年)	賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8%(国家第2年金加入者の国民保険料)
支給開始年齢	国民年金(老齢基礎年金):原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせるとう金額は増額。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年から段階的に引上げ、男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳)。	66歳(2011年) ※2003~2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中。62歳から年金を受給することは可能だが、誕生日に応じて減額される。1967年生まれから満額支給が67歳になり、62歳で受給する場合は年間支給額が30%減額される。	男性:65歳 女性:62歳 ※女性を2018年までに65歳に引上げ後、男女とも2020年までに66歳、2028年までに67歳への引上げを予定。
加入期間 <sup>1)</sup> 国庫負担	原則として25年以上 <sup>1)</sup> 基礎年金給付費の1/2(11.8兆円:2014年度予算ベース)	10年以上 なし	男性:11年、女性:10年以上 原則なし ※最低所得保障制度はある
繰り上げ(早期)支給制度	あり。国民年金(老齢基礎年金)は本人が希望すれば60~64歳で受給可能。但し、繰り上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。繰り上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰り上げた場合は約23.3%減額)。	なし
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。60~65歳までは賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し年金額1を停止し、賃金が48万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金額を停止。65~70歳までの間は賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止(但し、基礎年金は全額支給)。また、70歳以降についても、60歳台後半と同じ取扱い(但し、保険料負担はなし)。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰り上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はなし。

(注) 1) 最低限必要となる被保険者期間。日本は2015年10月から10年に短縮される予定。

	ドイツ	フランス
制度体系	<p>1階建て</p> <p>(適用対象外) 農業者老齢保障 自営業者扶助制度 自営業者 生老保険 雇労働者 一般年金保険 官吏恩給制度</p> <p>無業者(*2) (*1) 自営業者(一部) 被用者</p> <p>*1) 自営業者、一般年金保険に任意加入可 *2) 学生・主婦等。16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可</p>	<p>(強制加入部分は原則として)2階建て</p> <p>任意加入制度 職域毎の自治制度 特別制度 捕捉制度 一般制度</p> <p>自営業者 公務員等 民間被用者</p>
対象者	一般被用者及び自営業者の一部(手工業者、芸術家など)は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付 Minimum Vieillesseに頼ることができる)
保険料率	18.9%(労使折半, 2013年1月1日～)	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2015年1月1日より) 被用者は、38,040ユーロ/年までの給与に対して6.85%、全給与に対して0.3%。 使用者は、38,040ユーロ/年までの給与に対して8.5%、全給与に対して1.8%。
支給開始年齢	65歳 (2012年から2029年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引上げ) ※2014年7月1日より、1952年以前生まれで、かつ45年以上保険料を支払ったことを証明できる者は63歳から満額受給が可能。 なお、1953年生まれから、年ごとに支給開始年齢が2か月ずつ遅くなるため、1964年生まれの年から65歳支給開始となる。	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2017年には62歳へとなることが決定されている。満額支給開始年齢は、1953年生まれの場合、61歳2か月、1954年生まれの場合、61歳7か月、1955年生まれの場合、62歳(2017年1月1日から)である(2010年の公的年金制度改革による)。また、満額支給に必要な保険料拠出期間は、年齢により異なるが、40～43年間。
加入期間 <sup>1)</sup>	5年以上	3か月以上
国庫負担	保険料引上げ率に応じて自動的に改定。水準は、2012年で総支出の27.8%、総収入の23.6%。	※財源の64.2%(2011年、以下同様)は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.1%)、不動産収入などに賦課される租税(同10.1%)、高齢連帯基金による拠出(同18.8%、同基金の財源の大部分は一般福祉税)など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰上げ(早期)支給制度	あり。長期加入者、長期失業者又は高齢パートタイム労働者については63歳からの老齢年金の繰上げ受給が認められている。女性、重度障害者、長期日雇鉱山労働者については一定の条件下で60歳からの支給が認められている。	職業活動を17歳以前で開始し、満額支給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能。(長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された)
年金受給中の就労	通常の年金支給開始年齢に至る前に完全年金として老齢年金を受給する者は、年金減額なく月450ユーロまでの追加報酬を得ることができる。通常の年金支給開始年齢(2013年においては65歳2か月)に達した者については、追加報酬限度額を考慮する必要はない。	65歳以上の労働者と完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者(非賃金労働者)として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構ウェブサイト, アメリカ:社会保障庁ウェブサイト, イギリス: Gov.uk等ウェブサイト, ドイツ:企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」, 連邦労働社会省(BMAS), 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.31 No.1」, ドイツ年金保険庁ウェブサイト, 厚生労働省「2013年海外情勢報告」, フランス: CNAV年次報告書, URSSAF, 政府公共サービス, 国立統計経済研究所(INSEE), 年金改革に関する政府ウェブサイト